審査基準及び標準処理期間

所属名	建設交通部建築指導課
内線番号	5348

No.	項目		内容
1	処分名		接道義務の特例許可(包括同意)
2	② 法令名		建築基準法
3	③ 法令番号		昭和25年法律第201号
4	4 根拠条項		第43条第1項ただし書
⑤	⑤ 処分権者 :		京都府知事(委任先:各土木事務所長(京都土木事務所長を除く。))
6	法令の定め		(敷地等と道路との関係) 第四十三条 建築物の敷地は、道路(次に掲げるものを除く。第四十四条第一項を除き、以下同じ。)に二メートル以上接しなければならない。ただし、その敷地の周囲に広い空地を有する建築物その他の国土交通省令で定める基準に適合する建築物で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて建築審査会の同意を得て許可したものについては、この限りでない。 一 自動車のみの交通の用に供する道路 二 高架の道路その他の道路であつて自動車の沿道への出入りができない構造のものとして政令で定める基準に該当するもの(第四十四条第一項第三号において「特定高架道路等」という。)で、地区計画の区域(地区整備計画が定められている区域のうち都市計画法第十二条の十一の規定により建築物その他の工作物の敷地として併せて利用すべき区域として定められている区域に限る。同号において同じ。)内のもの
7			建築基準法第43条第1項ただし書の規定による許可の取扱い基準 http://www.pref.kyoto.jp/kenchiku/kyoka.html
8	経由機関名		
9	協議機関名		市町村等、消防長又は消防署長
10	標準処理期間		(⑪合計期間) 28日
		経由期間	
		協議機関	14日
		当該処分機関	14日
12	問合せ		建設交通部建築指導課建築基準係(tel 075-414-5348)
(13)	備考		審査基準に適合しないものは、個別に交通上、安全上、防火上及び 衛生上支障がないことの判断が必要となり、年に数回開催する京都 府建築審査会の同意が必要となる。